

委託販売 精算書

精算書番号： _____ 精算期間： _____ 委託者（出荷者）・登録番号： _____ 受託者（販売者）・登録番号： _____

販売日（期間）	品名	規格・内容量	税率（%）	単価（税込・円）	販売数量	販売額（税込・円）	備考（レシート・請求書番号など）
合計							

- 販売額＝単価×販売数量。Excel では販売額に計算式が入っていて自動で計算され、最下行に合計が出ます。
- 税率は品目ごとに書きます。飲食物品（野菜・果物・加工食品など）は8%（軽減税率）、切り花・苗・植木などは10%です。
- 販売手数料と差引支払額は「精算の計算」シートで出します。媒介者交付特例を使うときに精算書に書くことは「インボイスの確認」シートにまとめています。
- 記入例の品目・単価・数量は架空のものです。

精算の計算（税率ごとの販売額・消費税額・手数料・差引支払額）

精算書番号： _____ 精算期間： _____

税率（％）	販売額（税込・円）	うち消費税額（円）	販売手数料率（％）	販売手数料（税込・円）	その他の差引（円）	差引支払額（円）
8						
10						
合計						

- Excel では、販売額は「記入用」シートの税率ごとの合計が自動で入ります。手数料率とその他の差引（ラベル代・袋代・会費など）を入れると、手数料と差引支払額が出ます。
- 消費税額は税込の販売額から税率ごとに1回計算し、1円未満を切り捨てています。手数料の1円未満も切り捨てです。端数の扱いは契約や規約に合わせて直してください。
- 販売手数料は受託者から委託者へのサービスの代金で、消費税は10%です。手数料の請求書（適格請求書）の出し方や経理のしかたは、税理士や税務署に確かめてください。

ミノリス（minorisu.com）の無料テンプレート

媒介者交付特例を使うときの確認表

委託者：_____ 受託者：_____ 確認日：_____

確認すること	誰が	国税庁の資料	済
委託者と受託者の両方が適格請求書発行事業者である（どちらかが登録していなければ特例は使えない）	両方	Q&A 問48	
委託者は、取引の前に登録番号を受託者に知らせている（基本契約書に書く方法でもよい）	委託者	Q&A 問48	
受託者は、買手に交付した適格請求書の写しを保存している	受託者	Q&A 問48	
受託者は、交付した適格請求書の写し（または精算書）を速やかに委託者に渡している	受託者	Q&A 問48	
写しの代わりに精算書を渡すときは、適格請求書との関連（請求書番号など）がわかる	受託者	Q&A 問48	
精算書に、税率ごとに区分した販売額の合計と適用税率、税率ごとの消費税額を書いている	受託者	Q&A 問48	
受託者は、渡した精算書の写しを保存している	受託者	Q&A 問48	
委託者は、受け取った写し（精算書）を保存している	委託者	Q&A 問48	
委託者が登録をやめたときは、すぐ受託者に知らせる	委託者	Q&A 問48	

- 国税庁「インボイスQ&A」問48・問49と「インボイス制度の理解のために」をもとにミノリスがまとめたものです。個別の判断は税理士や税務署に確かめてください。
- 農協への出荷のうち、無条件委託方式かつ共同計算方式によるものは、出荷者の適格請求書の交付義務が免除されます（Q&A 問46）。出荷者が値段を決めて売ってもらう直売所の委託販売は、ふつうこれに当たりません（売値などの条件を付けないことが要件のため）。